

8 盛 水 浄 号 外
令和 8 年 7 月 27 日

見積参加希望業者 各位

(盛岡市内に本社を有する「理化学機器・計測機器類－理化学機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 浅 沼 秀 一

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 恒温水槽の購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市上米内字中居 49 盛岡市上下水道局米内浄水場
- (4) 納入期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 10 月 30 日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局浄水課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 8 月 5 日(水) 10 時 00 分から 14 時 00 分まで
- (2) 盛岡市加賀野字桜山 86 盛岡市上下水道局新庄浄水場 2 階浄水課事務室
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3 (1) の日時に 3 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

不要

6 その他

(1) 見積回数

1 回までとする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第 9 に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和8年7月31日（金）12時までに盛岡市上下水道局米内浄水場まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年7月31日（金）12時までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局米内浄水場あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和8年8月3日（月）までに回答する。

電子メールアドレス jousui@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局浄水課米内浄水場 Tel 019-667-2280、Fax 019-667-2284